

地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年6月30日

佐賀県知事 山口 祥 義

### 佐賀県規則第38号

地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則

地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（平成22年佐賀県規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(積立金の処分に係る承認の手續)</p> <p><b>第13条</b> 法人は、法第40条第4項の承認を受けようとするときは、<u>次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出し、次の中期目標の期間の最初の事業年度の6月30日までにその承認を受けなければならない。</u></p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(積立金の処分に係る承認の手續)</p> <p><b>第13条</b> 法人は、法第40条第4項の承認を受けようとするときは、<u>次の中期目標の期間の最初の事業年度の6月30日までに、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。</u></p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 略</p>

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。